

記載例

連絡先
電話番号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 4年 4月 1日

富士市農業委員会会長 様

申請者 氏名 富士 市太郎

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

印刷などの場合は
押印してください。
(認印で可)

登記と違う場合は、住
民票等の登記の住所と
現住所が確認できる書
類を付けてください。

全部事項証明書（登記
簿）をよく見て記入し
てください。

何に転用したいかを
記入してください。
例：住宅敷地の拡張
農業用倉庫
貸駐車場敷地

許可書を受け取る日付
よりあとの日付で記入
するようお願いします。

農地以外の土地とあわ
せて使用する場合は
所要面積：実際に使用
する面積（農地の面積
ではない）を記入して
ください。

事業費の内訳と金額、
資金調達の自己資金・
借入資金の別、金額を
記入してください。

申請地の周囲の状況を記入
例：田・畑・道路・宅地
申請地の周囲に被害がで
ないように、どのようにす
るのかを記入してください。

申請時の注意事項

- 市街化調整区域内や都市計画区域外の農地を農地以外のものにするためには許可を得ることが必要となります。
- 許可が可能かどうかについては土地の立地や事業内容、他法令との整合等の審査を要します。
- 必ず申請前に農業委員会事務局への事前相談を行ってください。
- 農地転用の許可を得たからといって登記上の地目が変わる訳ではありません。別途地目変更登記が必要となります。（詳細は法務局で確認してください。）
- 農地転用の許可を得ると、現況を転用しなくても固定資産税が宅地並の課税となります。

1 申請者の住所等	住所 富士市永田町1丁目100番地							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	耕作者の氏名		
	永山字東田	100番1	畑	畑	500m ²	富士 市太郎		
					m ²			
					m ²			
計		500 m ² (田 m ² , 畑 500 m ²)						
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用途 貸駐車場敷地 事由の詳細 事由の詳細に記入する転用理由については、必ず農業委員会事務局に事前相談してください。					
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		令和 4年 6月 1日から 永久 年間					
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 4年6月1日～ 4年7月31日)		第2期	合 計		
名称			棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
土地造成					500m ²			500m ²
建築物					m ²		m ²	
小 計					500m ²			500m ²
工作物								
小 計								
計				500m ²			500m ²	
4 資金調達についての計画	土地整地費 500,000円 左記資金の調達は自己資金500,000円							
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	東側—道路 西側—山林 南側—宅地 北側—畑 境界に構造物(見切り及びフェンス)を設置し、万が一被害が発生した場合は、申請者の責において解決いたします。							
6 その他参考となるべき事項								

(記載要領)
 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
 2 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホのまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

添付書類	
1 位置図、案内図	住宅地図をコピーし、申請地をマーカー等で記入
2 公図写	法務局か収納課(地籍図)にて取得(有料)申請地をマーカー等で記入 申請地の周辺に申請地の他にも土地を所有している場合、所有している全ての土地に所有者名・地目・面積を記入 例 100-1 富士 市太郎 畑 150m ²
3 利用計画平面図	縮尺・給排水系路を記入 建築確認の図面をコピーするか、公図に例のように建物の外形を記入 例 計画平面図 公共下水道へ 上水道 1/600
4 土地全部事項証明書	法務局にて取得(有料)
5 土地改良区意見書	農政課にて土地改良区か確認の後、申請し取得(有料)
6 資金調達証明	金融機関の残高証明、融資証明等
※その他、立地条件や事業内容により添付を要する書類があるため、必ず農業委員会事務局に事前相談をしてください。	

※許可申請書は2部提出
※添付書類は1部提出

記載例

連絡先
電話番号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 4年 4月 1日

富士市農業委員会会長 様

譲受人 氏名 永田 町子
譲渡人 氏名 富士 市太郎

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所				
	譲 受 人	永田 町子		富士市本市場432番地の1				
	譲 渡 人	富士 市太郎		富士市永田町1丁目100番地				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積(m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名 又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他区域の別	
			登記簿	現 況				
	永山字東田	100番1	畑	畑	250m ²		市街化調整区域	
	計	250 m ² (田	m ² 畑	250 m ² 採草放牧地	m ²)			
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細					
	分家住宅敷地		転用理由については、必ず農業委員会事務局に事前相談してください。					
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		令和 4年 6月 1日から 30 年間					
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 4年6月1日~ 4年11月30日)		第2期	合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟 数	建築面積
土地造成					250m ²			250m ²
建築物		住宅	1	80m ²		1	80m ²	
小 計			1	80m ²	250m ²	1	80m ²	250m ²
工作物								
小 計								
計		1	80m ²	250m ²		1	80m ²	250m ²
4 権利を設定・移転し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間		その他	
	使用貸借による権利	設定	移転	許可あり次第	30年		使用貸借	
5 資金調達についての計画	土地整地費	1,000,000円		左記資金の調達は		自己資金 5,000,000円		
	家屋建築費	20,000,000円				借入資金 16,000,000円		
	計	21,000,000円				計 21,000,000円		
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等被害防除施設の概要	東側一道路 西側一山林 南側一宅地 北側一畑							
	境界に構造物(見切り及びフェンス)を設置し、万が一被害が発生した場合は申請者の責において解決致します。							
7 その他参考となるべき事項 (記載要領)								

印刷などの場合は押印してください。(認印で可)

登記と違う場合は、住民票等の登記の住所と現住所が確認できる書類を付けてください。

全部事項証明書(登記簿)をよく見て記入してください。

何に転用したいかを記入してください。例: 住宅敷地 住宅敷地の拡張 資材置場敷地 駐車場敷地 倉庫敷地

許可書を受け取る日付よりあとの日付で記入するようお願いいたします。

農地以外の土地とあわせて使用する場合は所要面積: 実際に使用する面積(農地の面積ではない)を記入してください。

所有権・賃借権・使用貸借による権利

売買・使用貸借 など

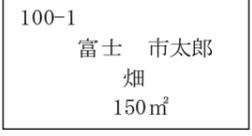
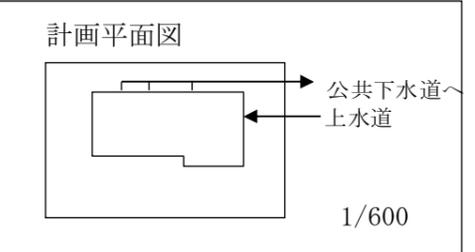
永久・〇〇年

事業費の内訳と金額、資金調達の自己資金・借入資金の別、金額を記入してください。

申請地の周囲の状況を記入例: 田・畑・道路・宅地 申請地の周囲に被害がでないように、どのようにするのかを記入してください。

申請時の注意事項

○市街化調整区域内や都市計画区域外の農地を農地以外のものにするためには許可を得ることが必要となります。
○許可が可能かどうかについては土地の立地や事業内容、他法令との整合等の審査を要します。
必ず申請前に農業委員会事務局への事前相談を行ってください。
○農地転用の許可を得たからといって登記上の地目が変わる訳ではありません。別途地目変更登記が必要となります。(詳細は法務局で確認してください。)
○農地転用の許可を得ると、現況を転用しなくても固定資産税が宅地並の課税となります。

添付書類	
1 位置図、案内図	住宅地図をコピーし、申請地をマーカー等で記入
2 公図写	法務局か収納課(地籍図)にて取得(有料) 申請地をマーカー等で記入 申請地の周辺に申請地の他にも土地を所有している場合、所有している全ての土地に所有者名・地目・面積を記入 例 
3 利用計画平面図	縮尺・給排水系路を記入 建築確認の図面をコピーするか、公図に例のように建築物の外形を記入 例 
4 土地全部事項証明書	法務局にて取得(有料)
5 住民票抄本	市民課にて取得(有料) ※受人の分
6 土地改良区意見書	農政課にて土地改良区確認の後、申請し取得(有料)
7 資金調達証明	金融機関の残高証明、融資証明等

※その他、立地条件や事業内容により添付を要する書類があるため、必ず農業委員会事務局に事前相談をしてください。

※許可申請書は譲受人、譲渡人の数+1部提出 (記載例の場合では3部)
※添付書類は1部提出

1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
3 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲受人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。